、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

(2)　「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$　⑭」の欄　欄中「⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。

(3)　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　欄中「（⑮の１）－（⑮の２）」とあるのは、「（（⑮の１）＋（⑮の１の外書））－（（⑮の２）＋（⑮の２の外書））」として計算すること。

(4)　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　欄中「（⑰の１）－（⑰の２）＋（⑰の３）」とあるのは、「（（⑰の１）＋（⑰の１の外書））－（（⑰の２）＋（⑰の２の外書））＋（（⑰の３）＋（⑰の３の外書））」として計算すること。

5　令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第４号ロ又は令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2)　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第６号又は令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第５号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

6　「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×㉘／㉚　㉕」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の２第１項第１号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

7　「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×㉙／㉚　㉖」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の２第１項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。